八重瀬町・与那原町学校給食センター
整備・運営事業

入札説明書

令和 8 年 6 月 19 日

令和 8 年 8 月 7 日修正

令和 8 年 9 月 30 日修正

八重瀬町・与那原町

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、八重瀬町及び与那原町（以下「2 町」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、令和 8 年 6 月 19 日に特定事業として選定した「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する総合評価一般競争入札（以下「本募集」という。）を実施するに当たり、本事業及び本募集に係る条件を提示するものである。

次に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）であり、令和 8 年 3 月 27 日に公表した実施方針は、本募集の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

〇別添資料

別添資料１「要求水準書」

別添資料２「様式集」

別添資料３「落札者決定基準」

別添資料４「基本協定書（案）」

別添資料５「事業契約書（案）」

目次

第１　事業の内容に関する事項 1
　１　事業名称 1
　２　事業の目的 1
　３　事業方式 1
　４　公共施設等の概要 1
　５　業務内容 2
　６　2 町が実施する業務（参考） 3
　７　事業者の収入 3
　８　事業のスケジュール 3
　９　法令等の遵守 4
第２　入札参加者の備えるべき参加資格要件 5
　１　入札参加者の構成等 5
　２　入札参加者の参加資格要件(共通) 5
　３　入札参加者の参加資格要件(業務別) 6
　４　参加資格の確認基準日 10
　５　入札参加資格を有していない場合の手続き 10
　６　参加資格の喪失 10
　７　SPC との契約手続き 11
第３　事業者の募集及び選定に関する事項 13
　１　事業者の募集及び選定の手順 13
　２　資料の配布及び配送校見学会について 13
　３　応募手続き等 14
　４　提案における留意事項 17
第４　提案条件に関する事項 19
　１　立地条件 19
　２　施設要件等 19
　３　事業計画に関する条件 20
第５　審査及び選定に関する事項 21
　１　審査委員会 21
　２　審査委員会の委員等への接触の禁止等 21
　３　選定方法 21
　４　審査の方法 21
　５　落札者の決定 22
　６　入札の中止 22
　７　落札者を決定しない場合 22
　８　結果の通知及び公表 22

第６　事業契約に関する事項 23
　１　基本協定の締結 23
　２　事業者との特定事業仮契約の締結 23
　３　事業契約に係る議会の議決（本契約） 23
　４　契約を締結しない場合 23
　５　費用の負担 23
　６　契約保証金 23
第７　事業実施に関する事項 24
　１　誠実な事業の遂行 24
　２　2 町による本事業の実施状況の確認 24
　３　支払い手続き 24
　４　問合せ及び書類提出先 24
別紙１　位置図及び事業用地概要図 25
別紙２　入札価格の算定方法 27
　１　サービス対価Ａの算定方法 27
　２　サービス対価Ｂの算定方法 27
　３　サービス対価Ｃの算定方法 28
別紙３　サービス対価の支払方法 31
　１　サービス対価の構成 31
　２　サービス対価の支払い方法 31
　３　サービス対価の支払い時期 32
　４　サービス対価の改定 32
別紙４　モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法 37
　１　モニタリングの基本的な考え方 37
　２　設計・建設に関するモニタリング 37
　３　維持管理・運営に関するモニタリング 38

第１　事業の内容に関する事項

１　事業名称

⑴ 事業名

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業

⑵ 事業に供される公共施設の種類

学校給食共同調理場

⑶ 公共施設の管理者の名称

八重瀬町長　新垣　安弘

与那原町長　照屋　勉

２　事業の目的

２町の現学校給食センターでは、新設から30年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、施設及び設備の更新の時期を迎えている状況にある。

こうした背景を受け、学校給食センターの基本的な方向性の明確化を図り、達成するための方策を立案することを目的として「広域連携学校給食センター基本計画」(2024年（令和６年)）を策定した。本事業は、広域連携学校給食センター基本計画に基づき、本施設を整備・運営するものである。

本事業は、設計・建設及び維持管理・運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力等を活用し、献立作成や食材調達を行う２町と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とする。

３　事業方式

本事業は、PFI法に基づき、２町と事業契約を締結した事業者が、２町の土地（取得予定）に本施設を自ら設計・建設を行い、完成後に施設の所有権を２町に移管したうえで、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式により実施するものとする。

４　公共施設等の概要

本事業の施設概要は、次のとおりとする。

事業用地	八重瀬町字後原
敷地面積	約11,500㎡（土地利用有効面積約9,350㎡） 現況は農地等。２町において農地転用、開発許可の手続きを行う。
提供食数	一日当たり最大7,500食（アレルギー対応食を含む） ※アレルギー対応食の提供については、供用開始後に２町と事業者で協議の上決定する。

対象校	小学校６校 （八重瀬町：４校） （与那原町：２校）	中学校３校 （八重瀬町：２校） （与那原町：１校）

５　業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計業務

ア　事前調査業務

イ　設計業務（建築物・建築附帯設備等、調理設備）

ウ　交付金申請等支援業務

(2) 工事監理業務

ア　工事監理業務

(3) 建設業務

ア　建設工事業務

イ　調理設備調達・搬入設置業務

ウ　引渡し業務

(4) 各種備品等調達業務

ア　各種備品調達・設置業務

イ　配送車両調達業務

ウ　備品管理台帳の作成業務

(5) 開業準備業務

ア　開業準備業務

イ　開所式支援業務

ウ　開業準備期間中の維持管理業務

(6) 維持管理業務

ア　建築物維持管理業務

イ　建築設備維持管理業務

ウ　調理設備維持管理業務

エ　附帯施設維持管理業務

オ　施設備品等維持管理業務

カ　清掃業務

キ　警備業務

ク　事業期間終了時の引継ぎ業務

(7) 運営業務

ア　食材検収補助・保管業務

イ　給食調理業務

ウ　洗浄業務

エ　配送・回収業務

オ　廃棄物等処理業務
カ　運営備品保守管理業務
キ　衛生管理業務
ク　食育支援業務
ケ　広報支援業務
コ　その他運営業務に関する特記事項

※ アレルギー対応食の提供は、供用開始後に 2 町と協議の上開始するものとする。なお、当該業務にかかる費用は、協議の上別途契約を行う。

６　2 町が実施する業務（参考）

(1) 運営業務

ア　献立作成・栄養管理業務
イ　食材調達業務
ウ　食材検収業務
エ　調理指示業務
オ　検食業務
カ　食数調整業務
キ　食器・食缶等更新業務
ク　食育業務
ケ　広報業務（見学者対応含む。）
コ　給食費徴収業務
サ　主食（ジューシーを除く白飯、パン・麺）・牛乳の配送

７　事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として 2 町が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。

ア　2 町は、事業者が実施する施設の設計、建設に対して、設計・建設期間終了時に一括で対価を支払う。
イ　2 町は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価として、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
ウ　固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

８　事業のスケジュール

事業のスケジュールは、次のとおりとする。

落札者の決定及び公表	2027 年（令和 9 年）1 月

特定事業仮契約の締結	2027 年(令和 9 年) 2 月
特定事業契約に係る議会議決	2027 年(令和 9 年) 3 月
施設の設計・建設	2027 年(令和 9 年) 3 月～2029 年(令和 11 年) 6 月
開業準備期間	2029 年(令和 11 年) 7 月～2029 年(令和 11 年) 8 月
施設の維持管理・運営	2029 年(令和 11 年) 8 月下旬～2044 年(令和 26 年) 8 月
本事業の終了	2044 年(令和 26 年) 8 月

９　法令等の遵守

本事業の実施に当たり、事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

第２　入札参加者の備えるべき参加資格要件

１　入札参加者の構成等

ア　入札参加者の構成は、本事業の各業務に当たる複数の企業等により構成される企業グループとする。

イ　入札参加者のうち、特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPC に出資を予定していない者で SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ　入札参加者は、代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とし、SPC に最大の出資を行う者とすること。

エ　入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。

オ　各業務の実施に当たっては、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、八重瀬町又は与那原町に営業所を有している企業の積極的な参画、地元企業からの資材調達及び地域住民の雇用について期待をしているところであり、落札者の選定にあたっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う。

２　入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

ア　PFI 法第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号（同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。

ウ　国または地方公共団体において、指名停止措置を受けていないこと。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ　入札公告日から落札者の決定日までの期間において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。

キ　手形交換所における取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

ク　国税及び地方税を滞納していない者であること。

ケ　八重瀬町暴力団排除条例（平成 23 年八重瀬町条例第 17 号）第 2 条の規定に該当する者及び与那原町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条の規定に該当する者、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（総称して「反社会的勢力)）でないこと。

コ　2 町が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）のアドバイザリー業務を行う者は、次のとおりである。

（ア）パシフィックコンサルタンツ株式会社

（イ）株式会社システム環境研究所

（ウ）日比谷パーク法律事務所

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業等の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

サ　本事業の審査委員等が属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面において関連のある者でないこと。

シ　本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

3　入札参加者の参加資格要件（業務別）

(1) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th rowspan="2">単独の場合</th><th colspan="2">複数の場合</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</td><td rowspan="6">必須
（1 者で全てを満たすこと）</td><td rowspan="3">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td rowspan="2">必須
（全ての企業が満たすこと）</td></tr>
<tr><td>（イ）令和 7 年度・令和 8 年度において、八重瀬町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）又は与那原町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）を有すること。</td></tr>
<tr><td>（ウ）国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上で、平成 27 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。</td><td rowspan="3">任意</td></tr>
<tr><td>（エ）HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。</td><td rowspan="2">必須</td></tr>
<tr><td>（オ）県内に営業所を有する企業とすること。なお、八重瀬町又は与那原町に町内営業所を有する企業を 1 者以上含むこと。</td></tr>
</table>

※入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5) の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(ウ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※上記(エ)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計実績、ドライシステムの学校給食の実施設計実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設を含む。大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。）の実施設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

(2) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、少なくとも１者が構成員であれば、他の者は協力企業としても良い。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th colspan="2">複数で構成</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア） 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。</td><td>必須
(1 者で全て満たすこと)</td><td rowspan="2">(ア)又は(イ)のいずれか一方は必須
(全ての企業が(ア)又は(イ)の条件を満たすこと)</td></tr>
<tr><td>（イ） 建設業法第 3 条の規定による建築工事業、土木一式工事業、電気工事業、管工事業等のいずれかに係る一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。</td><td>―</td></tr>
<tr><td>（ウ） 令和 7 年度・令和 8 年度おいて、以下の入札参加資格要件を満たすこと。
・八重瀬町又は与那原町の建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に定める入札参加資格の業種が建設工事の入札参加資格であること。</td><td rowspan="3">必須
(1 者で全て満たすこと)</td><td>必須
(全ての企業が満たすこと)</td></tr>
<tr><td>（エ） 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の格付がＡ以上であること。</td><td rowspan="2">任意</td></tr>
<tr><td>（オ） 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上で、平成 27 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した公共施設の建設業務の実績を有していること。な</td></tr>
</table>

参加資格要件	複数で構成	
	1 者以上	左記以外の者
お、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。		
（カ）八重瀬町に町内営業所を有する企業を 1 者以上かつ与那原町に町内営業所を有する企業を 1 者以上の計 2 者以上で構成すること。	必須 （企業構成については全ての企業で左記を満たすこと）	

※ 入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5) の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(オ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

(3) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務は、建設工事業務に当たる者と同一の者又は資本面若しくは人事面において関連がある者が実施してはならない。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th rowspan="2">単独の場合</th><th colspan="2">複数の場合</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</td><td rowspan="5">必須
（1 者で全てを満たすこと）</td><td rowspan="4">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td rowspan="2">必須
（全ての企業が満たすこと）</td></tr>
<tr><td>（イ）令和 7 年度・令和 8 年度において、八重瀬町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）又は与那原町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）を有すること。</td></tr>
<tr><td>（ウ）国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上で、平成 27 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。</td><td rowspan="2">任意</td></tr>
<tr><td>（エ）HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。</td></tr>
<tr><td>（オ）県内に営業所を有する企業とすること。なお、八重瀬町又は与那原町に町内営業所を有する企業を 1 者以上含むこと。</td><td colspan="2">必須</td></tr>
</table>

※ 入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5) の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(ウ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※ 上記(エ)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の工事監理実績、ドライシステムの学校給食の工事監理実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設を含む。大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。）の工事監理実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

(4) 調理設備調達・搬入設置業務に当たる者

調理設備調達・搬入設置業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th rowspan="2">単独の場合</th><th colspan="2">複数の場合</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア）県内に営業所を有すること。</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td>必須
（全ての企業が満たすこと）</td></tr>
<tr><td>（イ）平成 27 年 4 月 1 日以降にドライシステムの学校給食施設又は集団調理場施設（民間施設を含む）の調理設備調達を元請として完了した実績を有していること。</td><td>任意</td></tr>
</table>

(5) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th rowspan="2">単独の場合</th><th colspan="2">複数の場合</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア）県内に営業所を有すること。</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td>必須
（全ての企業が満たすこと）</td></tr>
<tr><td>（イ） 平成 27 年 4 月 1 日以降に、公共施設の維持管理業務実績（指定管理者等）を有していること。</td><td>任意</td></tr>
</table>

※ 上記(イ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

(6) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は、構成員とし、次の要件を満たすこと。

<table>
<tr><th rowspan="2">参加資格要件</th><th rowspan="2">単独の場合</th><th colspan="2">複数の場合</th></tr>
<tr><th>1 者以上</th><th>左記以外の者</th></tr>
<tr><td>（ア）HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td rowspan="2">必須
（1 者で全て満たすこと）</td><td>必須
（全ての企業が満たすこと）</td></tr>
<tr><td>（イ） 3,000 食以上の学校給食施設又は集団調理場施設（民間施設を含む）における運営業務の実績及び運営能力を有していること。</td><td>任意</td></tr>
</table>

※上記(ア)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

(7) その他業務に当たる者（任意）

(1)～(6)の業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、入札参加者の参加資格要件（共通）を満たすこと。

4　参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

5　入札参加資格を有していない場合の手続き

入札参加資格申請及び法人設立設置届については、2 町で要件等が異なるため、事前に提出先の町へ確認すること。また、参加表明書の提出期限までに入札参加資格を有しなければならない。

〈入札参加資格に関すること〉

八重瀬町役場　土木建設課　：０９８－９９８－２６２３

与那原町役場　まちづくり課：０９８－９４５－７２４４

〈町内営業所設置に関すること〉

八重瀬町役場　税務課　：　０９８－９９８－９５９３

与那原町役場　税務課　：　０９８－９４５－４４７７

6　参加資格の喪失

(1) 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間の参加資格の喪失

参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となり、落札者決定のための

審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

ア　当該入札参加者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、2 町が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

イ　構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと 2 町が判断した場合。

(2) 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間の参加資格の喪失

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、2 町は落札者と基本協定又は事業契約を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該落札者と基本協定又は事業契約を締結する。

ア　当該落札者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、2 町が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

イ　構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと 2 町が判断した場合。

7　SPC との契約手続き

(1) 契約手続き

2 町は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は、基本協定に従い特定事業仮契約締結までに本事業を実施する SPC を設立する。2 町は当該 SPC を事業者とし、当該 SPC と事業契約を締結する。

(2) SPC の設立等の要件

ア　落札者は、仮契約の締結前までに会社法に定める株式会社として本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持った SPC を設立し、登記簿謄本上の本社所在地を 2 町いずれかとするものとする。

イ　落札者の構成員は、SPC への議決権株式による出資を行うものとする。SPC の出資は構成員によるものとし、構成員以外の出資は認めないものとする。また、代表企業は出資者中唯一の最大出資者とすること。

ウ　全ての出資者は、事業期間中、SPC の議決権株式を保有するものとし、2 町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第３　事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
2026 年(令和 8 年) 6 月 19 日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
2026 年(令和 8 年) 6 月 29 日（月）～6 月 30 日（火）	配送校見学会
2026 年(令和 8 年)6 月 19 日（金）～7 月 3 日（金）	入札説明書等に関する第１回質問の受付／締切
2026 年(令和 8 年) 8 月 7 日（金）	入札説明書等に関する第１回質問に対する回答
2026 年(令和 8 年) 8 月 12 日（水）～8 月 14 日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切
2026 年(令和 8 年) 8 月 28 日（金）	参加資格審査結果の通知
2026 年(令和 8 年) 8 月 31 日（月）～9 月 4 日（金）	入札説明書等に関する第２回質問の受付／締切
2026 年(令和 8 年) 9 月 30 日（水）	入札説明書等に関する第２回質問に対する回答
2026 年(令和 8 年) 11 月 6 日（金）	提案書類の受付及び開札
2026 年(令和 8 年) 12 月下旬	入札参加者に対するヒアリング
2027 年(令和 9 年) 1 月中旬	落札者の決定及び公表
2027 年(令和 9 年) 2 月上旬	基本協定の締結
2027 年(令和 9 年) 2 月下旬	特定事業仮契約の締結
2027 年(令和 9 年) 3 月以降	特定事業仮契約に係る議会の議決（本契約の締結）

２　資料の配布及び配送校見学会について

(1) 要求水準書資料の配布

別添資料 1「要求水準書」の配付資料を希望する事業者に対して、資料の配付を行う。

ア　受付期間

2026 年(令和 8 年)6 月 19 日（金）～7 月 3 日（金）

イ　配布方法

配布は電子メールにて行う。

希望者は、「配付資料に関する誓約書」（別添資料 2「様式集」様式 1-1）を添付の上、電子メールにて依頼すること。

電子メールの件名には、〔【資料請求】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

ウ　送付先

第 7 の 4 を参照のこと。

(2) 配送校見学会の期間

希望する入札参加者に対して、配送校の見学機会を設ける。次の期間において、1 社（又はグループ）につき最大 2 日間を見学期間とする。なお、現地見学の詳細については協議会において調整を行い、6 月 26 日（金）午後 3 時までに電子メールにて通知する。

ア　見学期間

2026 年(令和 8 年)6 月 29 日（月）～6 月 30 日（火）

イ　希望受付締切

2026 年(令和 8 年）6 月 25 日（木）午後 3 時まで

ウ　受付方法

希望者は、「配送校見学会参加申込書」（別添資料 2「様式集」様式 1-2）を添付の上、電子メールにて提出すること。

電子メールの件名には、〔【見学希望】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

エ　提出先

第 7 の 4 を参照のこと。

3　応募手続き等

(1) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付及び回答公表

ア　質問の受付

入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

2026 年(令和 8 年）6 月 19 日（金）から 7 月 3 日(金)　午後 5 時まで

（イ）提出方法

「入札説明書等に関する質問書（第 1 回)」（別添資料 2「様式集」様式 1-3）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

電子メールの件名には、〔【質問書（第 1 回)】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

（ウ）送付先

第 7 の 4 を参照のこと。

イ　質問への回答（第 1 回）公表

入札説明書等に関する質問に対する回答（第 1 回）は、2 町のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。なお、2 町が必要と認めた場合は、一部の質問について先行して回答を公表する場合がある。

回答公表日：2026年(令和8年) 8月7日(金)

(2) 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、本事業に係る参加資格の審査を受けること。

ア　受付期間

2026年(令和8年) 8月12日（水）から8月14日(金)　午後5時まで

イ　提出書類

別添資料2「様式集」様式2-1～2-12を参照のこと。

ウ　提出方法

持参又は郵送（書留での郵送に限るものとし、提出日必着とする。）によるものとする。

エ　提出先

第7の4を参照のこと。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は入札参加者の代表企業に対して、2026年(令和8年)8月28日（金）までに書面により通知する。なお、協議会は、参加資格審査通過者に受付番号を通知する。参加資格通過者は、以降、本事業への参加に当たりこの受付番号を使用すること。

(4) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

ア　受付期間

2026年(令和8年) 8月31日（月）から9月4日(金)　午後5時まで

イ　提出方法

持参又は郵送（書留での郵送に限るものとし、提出日必着とする。）によるものとする。

なお、様式は任意とする。(代表企業の代表社印を要する。)

ウ　提出先

第7の4を参照のこと。

エ　協議会は説明を求められた場合、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、2026年(令和8年)9月30日（水）までに書面により回答する。

(5) 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答公表

ア　質問の受付

参加資格審査通過者を対象に、入札説明書等に関する質問（第2回）を次のとおり受け付ける。

（ア）受付期間

2026年(令和8年) 8月31日（月）から9月4日(金)　午後5時まで

（イ）提出方法

「入札説明書等に関する質問書（第2回）」（別添資料2「様式集」様式1-3）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

電子メールの件名には、〔【質問書（第2回）】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

（ウ）送付先

第7の4を参照のこと。

イ　質問への回答（第2回）公表

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答（第2回）は、2町のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：2026年(令和8年) 9月30日(水)

(6) 提案書類及び入札書の受付

本事業に関する提案書類を次のとおり受け付ける。なお、一度提出された提案書類等については、変更等（修正、差替え等）を認めないものとする。

ア　受付期間

2026年(令和8年) 11月6日（金）午前9時～午後3時

イ　提出書類

別添資料2「様式集」様式4-1～12-4を参照のこと。

ウ　提出方法

持参によるものとする。

エ　提出先

第7の4を参照のこと。

(7) 開札

入札参加者より提出された提案書類のうち、入札書の開札を入札参加者の立会いの下で実施する。2町は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、開札当日に各入札参加者の入札金額の公表は行わない。

ア　開札日

2026年(令和8年) 11月6日（金）午後4時

イ　開札場所

八重瀬町役場3階　会議室7・8

(8) 入札参加者に対するヒアリング

提案書類の審査に当たって、入札参加者に対するプレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを実施する。実施時期は2026年(令和8年)12月下旬を予定している。日時、場所、プ

レゼンテーション及びヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(9) 落札者の決定及び公表

提出された提案書類について総合的に評価を行い、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業 PFI 事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、2 町は落札者を決定する。なお、審査結果は 2 町のホームページにおいて公表する。

(10) 基本協定の締結

2 町は、落札者が決定し次第、速やかに落札者と基本協定を締結する。

(11) 事業契約締結

2 町は、落札者が設立する SPC と特定事業仮契約を締結する。

特定事業仮契約は、2 町議会の議決を経て本契約となる。

4　提案における留意事項

(1) 公正性の確保

入札参加者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

ア　応募に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ　応募に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

ウ　入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ　入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、審査委員会の委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 提案書類作成要領

提案書類を作成するに当たっては、別添資料 2「様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出に至るまでに、別添資料 2「様式集」様式 3 を担当まで提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　参加資格がない者又は2町が参加資格の確認結果を通知する書類を受領しなかった者が行った提案。

イ　参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った提案。

ウ　参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った提案。

エ　同一提案について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案。

オ　同一提案について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案。

カ　明らかに連合によると認められる提案。

キ　その他提案の条件に違反した提案。

(6) 提案書類の取り扱い

ア　著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、あらかじめ入札参加者と協議の上、2 町は業務提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担するものとする。

第４　提案条件に関する事項

１　立地条件

ア　事業用地	八重瀬町字後原
イ　敷地面積	約 11,500 ㎡（土地利用有効面積約 9,350 ㎡） ※現況は農地等。2 町において農地転用、開発許可の手続きを行う。
ウ　法的要件	・建ぺい率 70％ ・容積率 400％
エ　インフラ概	・上水：隣接道路に敷設 ・下水：敷地内で適正に処理した上で放流すること。 ・都市ガス：供給エリア外

２　施設要件等

(1) 施設要件

施設形態は、床が乾いた状態で調理できるドライシステム方式とし、必要な諸室等は次表のとおりとする。

詳細は、要求水準書を参照のこと。

【諸室の構成表】

区域区分		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットホーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室（※1）、油庫、食品庫、計量室、冷蔵室、冷凍室、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、洗米室(※1)、器具洗浄室、廃棄庫、備品庫、前室等
		【洗浄エリア】 回収前室(※2)、洗浄室、特別洗浄室(※1)、残渣処理室、残渣保管室(※2)、前室等
	非汚染作業区域	【調理エリア】 上処理室（※1）、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応食調理室、器具洗浄室、前室等
		【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室等
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、調理員用休憩室、洗濯室、乾燥室(※2)、倉庫等
一般エリア	共用部分	玄関ホール・風除室、多目的室、一般用便所、バリアフリートイレ等
	町専用部分	町職員用事務室、町職員用更衣室、町職員用便所(※2)、書庫、給湯室等
	事業者専用部分	事業者用事務室等

区域区分		諸室等
	その他	機械室、消火ポンプ室等
附帯施設		ごみ庫、厨房除害施設、受水槽
外構		駐車場、屋根付き駐車場（バリアフリー用）、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門・門扉、囲障、植栽、外灯等

※１　室は提案によりコーナーとしてもよい。

※２　提案により他室との兼用としてもよい。

(2) 提供食数

本施設の提供食数は、一日当たり最大 7,500 食（アレルギー対応食を含む）とする。

※アレルギー対応食の提供については、供用開始後に 2 町と事業者で協議の上決定する。

(3) 献立・配送方式

ア　献立方式は１献立とする。

イ　主食（白飯・パン・麺）、牛乳は、2 町が別途手配する納入業者が学校へ直送する。なお、本施設において郷土料理のジューシー等の炊き込みご飯や、麺料理、揚げパン等の調理、配送を行う。

3　事業計画に関する条件

(1) 入札価格

ア　入札価格の算定方法

2 町が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については、別紙 2「入札価格の算定方法」及び別紙 3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

イ　交付金及び起債の考え方

交付金及び起債の考え方については、別紙 2「入札価格の算定方法」及び別紙 3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

(2) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

8,230,456,000 円

第５　審査及び選定に関する事項

１　審査委員会

学識経験者及び２町職員で構成する審査委員会が提案書類等の審査を行い、２町は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案者を基に、落札者を決定する。

審査委員会は次の委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	植田　和男	特定非営利活動法人　日本 PFI・PPP 協会　会長兼理事長
委員	堤　純一郎	琉球大学　工学部環境建設工学科　教授
	井口　直子	琉球大学　農学部亜熱帯生物資源科学科　准教授
	伊志嶺　朝彦	沖縄振興開発金融公庫 調査部 金融経済調査課 兼 地域連携情報室　課長 兼 室長
	神谷　学	八重瀬町役場　教育次長
	上原　謙	与那原町役場　政策調整監

２　審査委員会の委員等への接触の禁止等

本入札説明書公表後、質問等は所定の手続きによるものとし、その他の方法による問い合わせに対してはいかなる者からの問い合わせも受け付けないものとする。

なお、落札者決定までの間、審査委員会の委員及び２町職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本事業に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。

３　選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、運営能力、事業計画能力及び２町の財政支出額等を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札で実施する。

４　審査の方法

(1) 資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 提案審査

審査委員会は、落札者決定基準に従って提案書類の審査を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札価格について、評価項目ごとの評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

選定結果を踏まえ、２町は、落札者を決定する。

⑶ 審査事項

審査事項は別添資料 3「落札者決定基準」を参照のこと。

⑷ 審査結果

審査結果は、文書で通知し、第 7 の 4 に示す 2 町のホームページにおいて公表する。

5　落札者の決定

2 町は、審査委員会の審査結果を基に選定された最優秀提案者を落札者として決定する。

6　入札の中止

入札参加者が 1 者の場合も選定手続きを行う。ただし、募集妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により選定手続きを執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、執行延期、再募集又は取り止め等の対処を図る場合がある。

7　落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに 2 町のホームページにおいて公表する。

8　結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、2 町のホームページにおいて公表する。

第６　事業契約に関する事項

１　基本協定の締結

2 町と落札者は、入札説明書等及び提案書類に基づき、基本協定を締結する。基本協定（別添資料 4「基本協定書（案）」）の締結により、落札者を事業者とする。

２　事業者との特定事業仮契約の締結

2 町は、基本協定に基づいて事業者が設立した SPC と本事業についての事業契約（別添資料 5「事業契約書（案）」）の仮契約を締結する。

３　事業契約に係る議会の議決（本契約）

特定事業仮契約は、2 町議会の議決を経て本契約となる。

４　契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、2 町は落札者と事業契約を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該落札者と事業契約を締結する。

ア　当該落札者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、2 町が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

イ　構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと 2 町が判断した場合。

５　費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

６　契約保証金

契約保証金は、設計・建設期間において施設整備費（サービス対価Ａ）の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 10 以上、開業準備期間において、開業準備業務に係る費用（サービス対価Ｂ）の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 10 以上、維持管理・運営期間において、当該事業年度において支払うべき維持管理・運営業務費（サービス対価Ｃ）の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 10 以上を納付するものとする。詳細は、別添資料 5「事業契約書（案）」を参照すること。

第７　事業実施に関する事項

１　誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料 5「事業契約書（案)」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

２　2 町による本事業の実施状況の確認

(1) 業務の実施状況の確認（モニタリング）

ア　2 町は、設計及び建設業務並びに維持管理及び運営業務の実施状況の確認について、別添資料 5「事業契約書（案)」に定めるところにより実施する。

イ　維持管理及び運営業務の実施状況の確認の詳細については、別紙 4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

(2) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙 4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

３　支払い手続き

支払い手続きについては、別紙 3「サービス対価の支払い方法」に定める。

４　問合せ及び書類提出先

本入札説明書等に関する問合せ及び書類提出先は、次のとおりとする。

ア　担当部署　　八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会

イ　住　　所　　〒901-0492　沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地
　　八重瀬町役場 3 階

ウ　電　　話　　098-998-2011

エ　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ks05@yaese.ed.jp

オ　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ

八重瀬町：https://www.town.yaese.lg.jp/soshiki/yaesecho/kyusyoku_center/

与那原町：https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/soshiki/16/7221.html

別紙１　位置図及び事業用地概要図

位置図

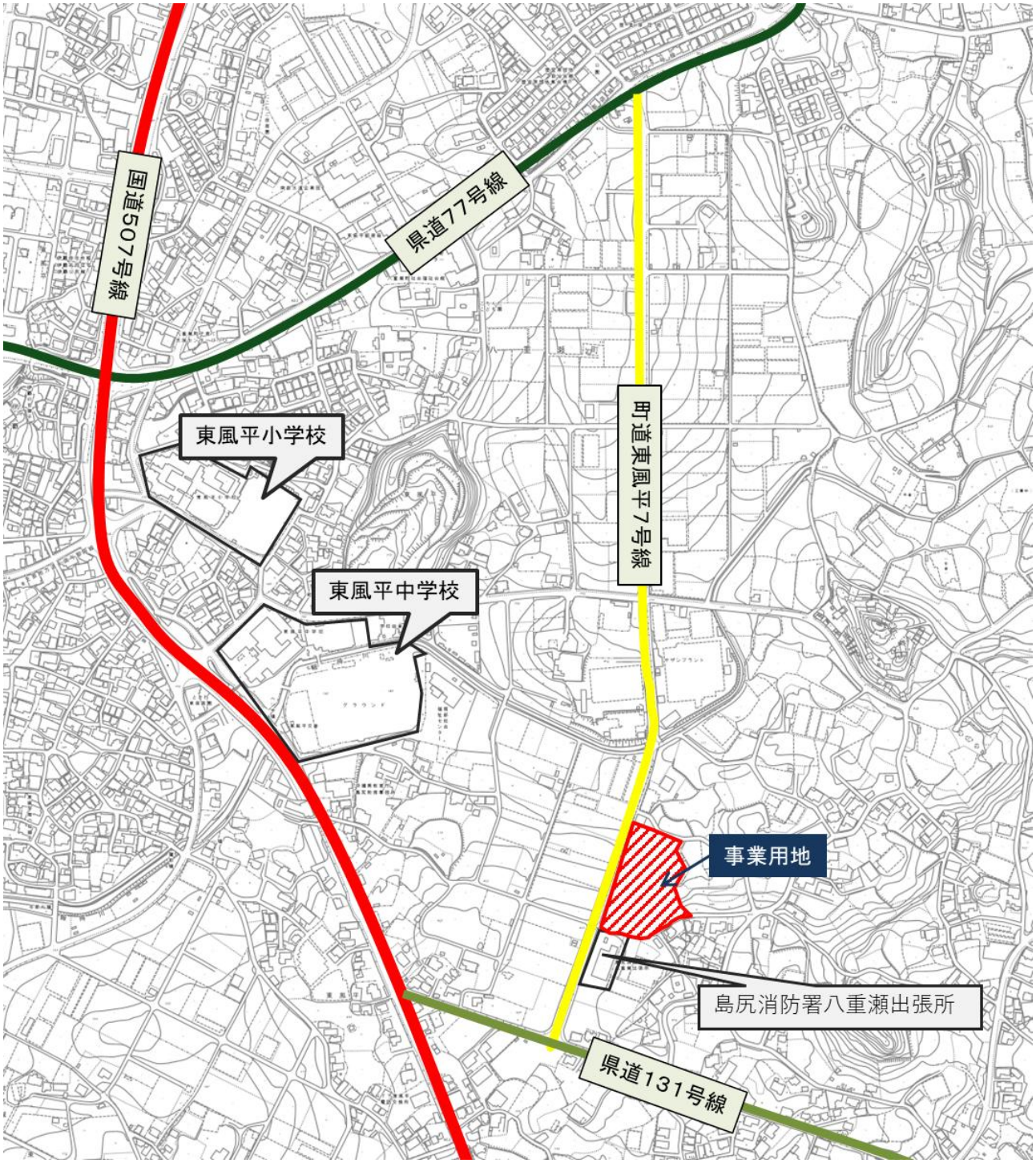

事業用地概要図

別紙２　入札価格の算定方法

１　サービス対価Ａの算定方法

設計業務、建設業務、工事監理業務に係るサービス対価Ａは、次のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、令和７年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。

なお、事業者は、2 町が文部科学省学校施設環境改善交付金の交付を受けるに当たり、設計及び建設段階において必要となる文部科学省等への申請書類等の作成において、全面協力すること。

【表　サービス対価Ａの算定方法】

項目		内容
サービス対価Ａ（①＋②＋③）	ア　文部科学省学校施設環境改善交付金	①　交付金想定額：405,315 千円（税込） （交付対象額：1,153,217 千円（税込））
	イ　起債による一括支払金	②　起債 （交付対象額 － 交付金想定額）× 90％＋ （起債対象額※3 － 交付対象額）×75％
	ウ　ア、イを除く一括支払金	③　一般財源 ①＋②を除く設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価

※1　記載している交付金の金額については、あくまで２町が現時点で想定している参考値である。

※2　上記の算定方法により算定したサービス対価Ａについて、交付金の算定単価や起債の対象内容により、提案時の金額と異なる場合がある。

※3　起債対象額は別添資料 2「様式集」様式 7-7①　初期投資費内訳書における、「Ⅰ．設計業務」、「Ⅱ．工事監理業務」及び「Ⅲ．建設業務」を対象とする。

２　サービス対価Ｂの算定方法

開業準備業務に係る全ての費用を開業準備業務完了後に一括で支払う。

３　サービス対価Ｃの算定方法

(1) サービス対価Ｃの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Ｃは、次のとおり構成される。それぞれ次のとおり算定し、提案を行うものとする。

【表　サービス対価の算定方法】

項目		内容
サービス対価Ｃ	①学校給食調理固定費	a　施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び SPC 経費等に係る費用が含まれることを想定している。 b　固定費は、各年度、入札参加者が提案する一定の額とする。
	②学校給食調理変動費	a　提供食数に応じて変動する人件費等に係る費用が含まれることを想定している。 b　変動費は、各期における合計の提供食数（後述イ「提供給食数の考え方」を参照のこと。）に対し、入札参加者が提案する１食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。
	③配送車の燃料費	a　配送車に使用する燃料費を想定している。 b　配送車の燃料費は、入札参加者が提案する燃料単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額とする。 c　支払いにおいて 2 町は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。
	④修繕・更新費	a　本施設で必要となる修繕・更新費を想定している。 b　2 町は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、入札参加者が提案した各年度の金額を支払う。

(2) 提供給食数の考え方

ア　各年度の一日あたりの提供食数

学校給食調理の固定費及び変動費は、次の各年度の提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。下記はあくまで提案時の参考であり、実際の変動費の支払は実際の提供食数に応じた支払いとなる。また 1 年間の給食提供日数は 200 日として計算するものとする。

【表　各年度の提供食数の推定値】

年度	期間	日提供食数	提供日数	年間合計提供食数
2029 年度（令和 11 年度）	8 月～3 月	6,767 食/日	135 日	913,556 食
2030 年度（令和 12 年度）	4 月～3 月	6,713 食/日	200 日	1,342,563 食
2031 年度（令和 13 年度）	4 月～3 月	6,702 食/日	200 日	1,340,450 食
2032 年度（令和 14 年度）	4 月～3 月	6,694 食/日	200 日	1,338,731 食
2033 年度（令和 15 年度）	4 月～3 月	6,687 食/日	200 日	1,337,399 食
2034 年度（令和 16 年度）	4 月～3 月	6,682 食/日	200 日	1,336,449 食
2035 年度（令和 17 年度）	4 月～3 月	6,679 食/日	200 日	1,335,874 食

年度	期間	日提供食数	提供日数	年間合計提供食数
2036 年度（令和 18 年度）	4 月～3 月	6,678 食/日	200 日	1,335,669 食
2037 年度（令和 19 年度）	4 月～3 月	6,679 食/日	200 日	1,335,828 食
2038 年度（令和 20 年度）	4 月～3 月	6,682 食/日	200 日	1,336,346 食
2039 年度（令和 21 年度）	4 月～3 月	6,686 食/日	200 日	1,337,217 食
2040 年度（令和 22 年度）	4 月～3 月	6,692 食/日	200 日	1,338,438 食
2041 年度（令和 23 年度）	4 月～3 月	6,700 食/日	200 日	1,340,002 食
2042 年度（令和 24 年度）	4 月～3 月	6,710 食/日	200 日	1,341,907 食
2043 年度（令和 25 年度）	4 月～3 月	6,721 食/日	200 日	1,344,147 食
2044 年度（令和 26 年度）	4 月～8 月	6,734 食/日	75 日	505,019 食

イ　提供給食数の決定方法

2 町は、事業者に対し提供月の前月末までに、予定する給食数の概数（以下「予定給食数」という。）を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、2 町は、事業者に対し提供実施日の 2 稼動日前の 16 時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を提示する。

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が－200 食を下回る場合、事業者は予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、（ア）に示す提供食数の推定値未満の提示もあり得るが、2 町はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

ウ　実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

【表　実際の提供食数と変動費の算定の関連性】

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
＋200 食超	予定給食数 ＋200 食 ＋事業者の応諾した食数	同左
－200 食超	実施給食数	予定給食数－200 食

エ　提供日数の見直し

2 町は、毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の給食の提供日数が 171 日以上 200 日以下とならない場合は、それを超える（又は下回る）日数については、次のとおりに見直しを行う。ただし、サービス対価Ｃの支払いの加算又は減算の対象とすることが合理的でない費用については、加算又は減算の対象外とする。

【表　提供日数の見直し方法】

提供日数	見直し料金	見直し方法
200 日を上回った場合	上回った日数（年間提供日数－200 日）×当該年度の固定料金／190 日	見直し料金を当該年度の 1 月～3 月のサービス対価Ｃの支払いに加算
171 日を下回った場合	下回った日数（171 日－年間提供日数）×当該年度の固定料金／190 日	見直し料金を当該年度の 1 月～3 月のサービス対価Ｃの支払いから減算

別紙３　サービス対価の支払方法

１　サービス対価の構成

2 町が事業者に支払うサービス対価は次のとおりとする。

【表　サービス対価の構成】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">サービス対価</td><td>サービス対価Ａ</td><td colspan="2">①設計業務、工事監理業務、建設業務及び各種備品調達等業務に係る費用
②その他の費用
・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費　等</td></tr>
<tr><td>サービス対価Ｂ</td><td colspan="2">①開業準備業務に係る費用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス対価Ｃ</td><td>①学校給食調理 固定費</td><td rowspan="2">以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。
ア　維持管理業務に係る費用
イ　運営業務に係る費用
ウ　SPC 経費　等</td></tr>
<tr><td>②学校給食調理 変動費</td></tr>
<tr><td colspan="2">③配送車の燃料費</td></tr>
<tr><td colspan="2">④修繕・更新費</td></tr>
</table>

２　サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は次のとおりとする。

【表　サービス対価の支払い方法】

<table>
<tr><th colspan="2">費用項目</th><th>支払い方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス対価</td><td>サービス対価Ａ</td><td>ア　事業者は、建設業務完了後、30 日以内に 2 町にサービス対価Ａの請求書を提出する。
イ　2 町は、請求書受理後、30 日以内に一括で支払う。</td></tr>
<tr><td>サービス対価Ｂ</td><td>ア　事業者は、開業準備業務完了後、30 日以内に 2 町にサービス対価Ｂの請求書を提出する。
イ　2 町は、請求書受理後、30 日以内に一括で支払う。</td></tr>
<tr><td>サービス対価Ｃ</td><td>ア　2 町は、サービス対価Ｃについて下記①～④をまとめて計 60 回支払う。初年度は、1 回目として施設の引渡し日の翌日～令和 11 年 12 月 31 日分、2 回目として令和 12 年 1 月 1 日～3 月 31 日を支払い、以降四半期ごとに計 60 回に分けて支払う。なお、最終年度の第２四半期分（60 回目）は令和 26 年 7 月 1 日～8 月 20 日分となる。</td></tr>
</table>

費用項目			支払い方法
			イ　2町は、事業者の維持管理業務及び運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準を満たしていることを確認した上で、サービス対価Cを支払う。 ウ　2町は毎月事業者からの報告書の提出を受け、四半期に一度業務状況の良否を判断し、報告書受領後10日以内にモニタリング結果を事業者に通知する。 エ　事業者はモニタリング結果受領後、速やかに請求書を発行し、2町は請求書受領後、30日以内に支払う。
		①学校給食調理固定費	ア　2町は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。
		②学校給食調理変動費	ア　2町は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。
		③配送車の燃料費	ア　2町は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を払う。 イ　支払いにおいて2町は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。対象校の変更が生じた場合のルート変更による実使用量の超過分については、2町の負担とする。
		④修繕・更新費	ア　2町は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。

3　サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は次のとおりとする。

【表　サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	ア　サービス対価Ａ：請求書受理後30日以内（建設業務後に一括で支払い） イ　サービス対価Ｂ：請求書受理後30日以内（開業準備業務後に一括で支払い） ウ　サービス対価Ｃ：請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

4　サービス対価の改定

(1) サービス対価Ａの改定

サービス対価Ａについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

（ア）2町及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を2町に提出し2町の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Ａが不適当となったと認めたとき

は、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、2町又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。

（イ）サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価Ａから（ウ）ａの基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下（ウ）により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Ａの改定額を定めるものとする。

（ウ）サービス対価の改定手続きは、次のとおりとする。

ａ　（ア）の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

ｂ　2町は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、2町が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

ｃ　改定増減額については、入札公告日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000$（$\alpha > 0$ のとき）

$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000$（$\alpha < 0$ のとき）

Ａ　：改定増減額（サービス対価Ａの増減額）

Ｂ　：変動前残工事費

α　：改定率

$$\text{改定率}\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札公告日の指数}} - 1$$

※αは小数点以下第4位を切り捨てるものとし、αの絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

（エ）改定率の算定の用いる指標は、以下のとおりとし、入札公告日及び基準日の属する月の確報値とする。（ウ）の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で各項目毎(a～e)に価格改定を行うものとする。

ａ　工事監理業務、建設工事業務（設備工事に係る費用を除く）及び引渡し業務に係る費用（直接工事費及び共通費等）

建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数(工場 Factory Ｓ－工事原価)

ｂ　建設工事業務のうち設備工事に係る費用（直接工事費及び共通費等）

建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数(工場 Factory Ｓ－設備)

ｃ　調理設備調達・搬入設置業務に係る費用

日本銀行統計調査局による企業物価指数「生活関連産業用機械」

ｄ　各種備品等調達業務に係る費用

日本銀行統計調査局による企業物価指数「その他工業製品」

e　工事中金利に係る費用

日本銀行が公表する長・短期プライムレート（主要行）の「短期プライムレート」最頻値

（オ）（ア）に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Ａが不適当となったと認めたとき」とは、入札公告日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記（ウ）のαに相当する率）の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。

（カ）工事中金利に係る費用の改定については、融資実行時点での最新の指標を用いて金利を確定する。詳細については落札者決定後、契約協議にて決定する。

（キ）設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

（ク）（ア）の規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記（ア）～（ウ）において「事業契約締結の日」及び「入札公告日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を 2 町に提出し 2 町の完了確認を得た日）」とあるのは「12 ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

（ケ）指標は、入札参加者の提案を踏まえて、2 町との協議により契約までに変更することも可能である。

⑵ サービス対価Ｃの改定

サービス対価Ｃについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

ア　2 町及び事業者は、維持管理・運営期間内で、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Ｃが不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、2 町又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。

イ　サービス対価の改定手続きは、次のとおりとする。

（ア）改定は毎年度１回とし、翌年度の第１四半期分から反映させる。

（イ）　支払い年度（t 年度）のサービス価格Ｃの算定に必要な改定率 α については、次の計算式により算定する。

改定率α＝

$$\frac{\text{（提案時の正社員人件費×t-2 年 7 月～t-1 年 6 月の正社員の物価指数平均値）＋（提案時のパート人件費×t-2 年 7 月～t-1 年 6 月のパートの物価指数平均値）}}{\text{（提案時の正社員人件費×t-3 年 7 月～t-2 年 6 月の正社員の物価指数平均値）＋（提案時のパート人件費×t-3 年 7 月～t-2 年 6 月のパートの物価指数平均値）}}$$

※各物価指標については、t-3 年 7 月～t-2 年 6 月の物価指数平均値を 1 として基準化し、当該基準値に対する比率により算定すること。

※小数点第４位以下の端数は、切り捨てるものとし、αの絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。
※なお、毎月公表されない指数については、当該年度の指数を採用する。

① 学校給食調理固定費
（t 年度のサービス対価Ｃ（改定後）の固定費）
＝（t-1 年度のサービス対価Ｃのうち固定費）× 改定率 α

② 学校給食調理変動費
（t 年度の給食１食当たりの単価（改定後））
＝（t-1 年度のサービス対価Ｃのうち給食１食当たりの単価）× 改定率 α

③ 配送車の燃料費
（t 年度の配送車の燃料費の単価（改定後））
＝（t-1 年度のサービス対価Ｃのうち配送車の燃料費の単価）× 改定率 α

④ 修繕・更新費
（t 年度の修繕・更新費（改定後））
＝（t-1 年度のサービス対価Ｃのうち修繕・更新費）× 改定率 α

※上記計算により、②～③の単価に円単位未満が生じた場合には端数処理せず、②～③のそれぞれの費用を算出後にそれぞれの費用について円単位未満を四捨五入する。

（ウ）アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Ｃが不適当となったと認めたとき」とは、当該年(t-2 年 7 月から t-1 年 6 月までの物価指数)の平均値と基準年(t-3 年 7 月から t-2 年 6 月までの物価指数)の平均値との比(上記(イ)の改定率 α）の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。

（エ）維持管理・運営期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。また、用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなる等の場合は、その後の対応方法について 2 町と事業者との間で協議して定めるものとする。

【表　物価変動による見直し時のサービス対価Ｃの改定方法】

項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価Ｃ	①学校給食調理固定費（人件費）	正社員：毎月勤労統計調査（賃金指数（決まって支給する給与/調査産業計）） パート：地域別最低賃金（沖縄県）（厚生労働省）	ア　毎年度８月末日までに、指標値の評価（確報値）を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を 2 町に通知し、確認を受け、翌年度の費目を確定。 ※正社員及びパートの合算額が、基準年の平均値と当該年の平均値との比の絶対値が 1,000 分の 15 を超えた場合、その合算額の平均値で価格改定を行う。
	②学校給食調理変動費（人件費）		ア　毎年度８月末日までに、指標値の評価（確報値）を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を 2 町に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当りの単価を確定。

			イ　サービス対価としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。 ※正社員及びパートの合算額が、基準年の平均値と当該年の平均値との比の絶対値が1,000分の15を超えた場合、その合算額の平均値で価格改定を行う。
	①’学校給食調理固定費（人件費以外）	消費税を除く企業向けサービス価格指数（その他諸サービス）	上記①を参照のこと。
	②’学校給食調理変動費（人件費以外）		上記②を参照のこと。
	③配送車の燃料費		上記②を参照のこと。
	④修繕・更新費		上記①を参照のこと。

※1　初回の改定については、維持管理・運営開始の前年８月末までに上表のとおり２町に通知するものとする。また、初回の計算は契約年度の平均値と t-2 年７月～t-1 年６月の物価指数の平均を用いるものとする。

※2　指標は、入札参加者の提案を踏まえて、2町との協議により契約までに変更することも可能である。

(3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙４　モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

１　モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

2 町は、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

2 町と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、2 町と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

(2) モニタリングの費用負担

2 町が実施するモニタリングに係る費用は、2 町が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

２　設計・建設に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア　書類による確認

2 町は、設計業務、建設業務及び工事監理業務について要求水準書で提出を求める書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、2 町が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、入札説明書、要求水準書、契約書等を満たしているか、2 町が客観的に確認するための支援を行うこと。

イ　現地における確認

2 町は、本施設の建設に伴い実施する検査及び試験の他、建設工事の中間検査、完了検査、その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。

事業者は、2 町が現地における確認を行う場合には、立ち会うこと。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア　改善要求

（ア）業務改善計画書の確認

2 町は、設計業務、建設業務及び工事監理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を 2 町へ提出し、承諾を得る。

なお、2 町は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容とは認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

（イ）改善措置の確認

事業者は、2 町の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、2 町に

報告する。

2町は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

イ　契約の解除

2町は、上記アの再度の改善要求を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

3　維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア　定期モニタリングの実施

（ア）2町は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び年間業務報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

（イ）2町は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年間業務報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

イ　随時モニタリングの実施

（ア）2町は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

（イ）2町は、事業者に説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

項目	事業者	2町
定期モニタリング	①セルフモニタリング実施計画書に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年間業務報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年間業務報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	―	必要に応じて随時、不定期に、直接確認

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア　減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営業務の対価であるサービス対価Ｃとする。

イ　減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、入札説明書等及び事業者提案に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次の状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル１	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合 ・給食提供に支障が生じるほどではないが、要求水準及び提案書を満たすサービスが提供されていない

	・業務報告に不備がある　　等
レベル２	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合 ・是正されないと給食提供に支障が生じる（設備不具合等含む） ・衛生管理が不十分 ・重大な内容での業務報告不備がある
レベル３	各学校の給食提供時間に間に合わなかった場合 ・各校の給食開始時間に 20 分以上遅れて配送された場合
レベル４	給食を一部提供出来なかった場合 ・配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合
レベル５	各学校の給食提供時間を著しく超過した場合、又は給食を提供できなかった場合
レベル６	重大な問題が発生した場合 ・異物混入、アレルギー事故、食中毒等により軽症者が発生した場合　等
レベル７	非常に重大な問題が発生した場合 ・異物混入、アレルギー事故、食中毒等により重傷者や死者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により重傷者や死者が発生する等、非常に重大な問題が発生した場合　等

ウ　減額等の決定過程

（ア）レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、2 町は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。

（イ）事業者は、2 町の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、2 町の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、一日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントが付与される。

（ウ）事業者は、レベル 3、レベル 4、レベル 5 のいずれかの状態に陥ったときは、一日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童・生徒の割合	レベル 3	レベル 4	レベル 5
１％未満	0.5 ポイント	1 ポイント	2 ポイント
１％以上５％未満	0.5 ポイント	2 ポイント	4 ポイント
５％以上 10％未満	1 ポイント	3 ポイント	6 ポイント
10％以上	1 ポイント	4 ポイント	8 ポイント

（エ）事業者は、レベル 6 又はレベル 7 の状態に陥ったときには、次のペナルティポイントが付与される。

レベル	ペナルティポイント
レベル 6：重大な問題が発生した場合	30 ポイント
レベル 7：非常に重大な問題が発生した場合	40 ポイント

（オ）2 町及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

エ　サービス対価Ｃの変動費の減額

レベル 4 及び 5 については、該当する食数分について変動費から減額する。

＜算定式 1＞ 減額分＝変動費×未提供給食数÷予定給食数

オ　サービス対価Ｃ総額の減額

（ア）各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。ペナルティポイントは、翌四半期に持ち越さない。

【計算式】当該四半期のサービス対価Ｃ×減額率＝減額金額

累積ペナルティポイント	減額率の計算方法	減額率の範囲
5 未満	減額等なし	－
5 以上 10 未満	5 ポイント以上で 1 ポイントごとに減額率 0.5%増加	0.5%～2.5%
10 以上 30 未満	10 ポイント以上で 1 ポイントごとに減額率 1%増加	3%～22%
30 以上 40 未満	30 ポイント以上 1 ポイントごとに減額率 2%増加	23%～41%
40 以上	40 ポイント以上で減額率 50%	50%

カ　合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して各四半期のペナルティポイントの合計が 21 ポイント以上になった場合の措置は、次のとおりとする。

（ア）上記「オ サービス対価Ｃの減額」に掲げるサービス対価の減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期のサービス対価の受注者に対する支払いを停止する。

（イ）この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、ペナルティポイントが 20 ポイント以下になった場合、ペナルティポイントが 20 ポイント以下となった四半期のサービス対価に、支払い停止となった四半期のサービス対価を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、2 町の予算措置がされた後の四半期に加算する。

キ　運営業務にあたる者の変更等

2 町は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運営業務に当たる者の変更を求めることができる。

（ア）2 四半期連続して支払い停止の措置が発生した場合

（イ）運営業務に当たる者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故(死者又は重傷者の発生)による場合

2 町は、上記により運営業務に当たる者の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。